

令和2年度原子力規制委員会

第1回会議議事録

令和2年4月1日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第1回会議

令和2年4月1日

10:30～12:15

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：新たな検査制度（原子力規制検査）の本格運用について

議題2：令和2年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針
（案）について

議題3：原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について

議題4：核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について

○更田委員長

それでは、これより令和2年度の第1回原子力規制委員会を始めます。

一昨日の臨時会議でもそうでしたけれども、この会議も新型コロナウイルス感染症対策のため、一般傍聴の方々は入れずにインターネット中継のみで行っています。

また、本日から、原子力規制委員会出席者はマスクを着用することとしました。

最初の議題は、「新たな検査制度（原子力規制検査）の本格運用について」。

説明は古金谷検査監督総括課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長、古金谷でございます。

では、資料1に基づきまして御説明したいと思います。

本日、令和2年度の4月1日ということで、原子力規制検査（新しい検査制度、新検査制度）の制度が本格的な運用を開始するというところでございます。これに当たりまして、これまでの準備状況、それから、残された課題がいくつかございますので、そういったものを報告するとともに、今年度、特に基本検査を行うに当たっての計画を報告して、御了解をいただいた上で、今年度の検査を開始することとしたいと思っております。

では、2.のところでございますけれども、これまでの準備状況、課題について御説明したいと思います。これは項目としては、さき（平成28年11月）に取りまとめました検討チーム（検査制度の見直しに関する検討チーム）での中間取りまとめでの今後詳細を詰めるべき事項というものが整理されておりますので、それに沿った形でこれまでの実施状況、今後の課題というものを整理してございます。

まず、（1）の規制要求あるいは規制手続の整備というところでございます。これはこれまでも原子力規制委員会の方にも何度も御報告をしておりますけれども、要求事項あるいは手続等々については、各種の規則、要領、ガイドというものを整備して明確にしてきたというところでございます。

手数料につきましても、上限を政令で定め、具体的な金額は施設の状況、種別に応じて規則で定めているというところでございます。

（2）の監視・評価体系の整備というところでございます。これも先ほどの（1）と基本的に同じように、各種ガイド類、要領類で整備してございます。監視領域、いわゆるコーナーストーンというものについても、アメリカのものとはほぼ同類のものをこちらに書いております実施要領（原子力規制検査等実施要領）において設定しているというところでございますし、その下に様々な運用ガイドというものを定めております。

安全実績指標、いわゆる「パフォーマンスインディケーター」、「PI」につきましても、アメリカと類似のものを実施要領等において明確化したというところでございます。

リスク情報の活用につきましては、特にPRA（確率論的リスク評価）モデルを事業者が開発したものを今後使っていくということがございますので、さき（先月25日）の原子力規制委員会でも御報告しましたけれども、適切性を確認をして使っていくというところでござ

いまして、そのガイドを整備いたしましたし、PRAのモデルについては、伊方発電所3号機のものについては確認を行ったということで、今後本格運用の中で伊方発電所3号のモデルについては活用していきたいと考えてございます。

原子力規制検査の基本検査を実施して見つけたものを指摘事項に該当するかどうか重要度評価（SDP）をする、年間を通じたパフォーマンスを総合的に評定するという一連のプロセスについても、実施要領あるいは様々なガイド類に整備をしておりますし、重要度評価の具体的な手順あるいは判断基準というものについても、安全重要度評価プロセスに関するガイドというものにおいて明確化してございます。

ただ、検査のこういった監視の関係で、2つ課題がございまして。まず、横断分野あるいは安全文化に関する監視・評価というものについては、アメリカの動向を見ながら、今後検討を進めていきたいと考えておりますし、PRAモデルについても、今、伊方発電所3号機のものについては適切性確認を実施しましたけれども、今後他プラントについても確認をしていきたいと思っておりますし、今、確認をしていた出力運転時の内的事象のモデルのみならず、これはもう少し長期的なことになろうかと思っておりますけれども、外的事象あるいは停止時についても範囲を広げていきたいと考えてございます。

（3）、行政上の措置につきましては、法令に基づく命令など、そういったものをどう行うのかということについて、ここに書いております（原子力規制検査における）規制対応措置ガイドというもの等で規定をしたというところでございます。

制度運用を効果的に実効あるものにするという観点で、フリーアクセスというものを今回やっていきたいと考えておりますけれども、試運用でもこのやり方については現場で試して、その経験をガイドに反映させているということでございます。

具体的な現場での監視方法については、共通的なものについては共通ガイド（共通事項に係る検査運用ガイド）というものに定めておりますし、具体的な検査の内容につきましては、米国の検査手順書（Inspection Procedure）というものを参考にして、それに類似のものを、41種類でございましてけれども、基本検査のガイド（基本検査運用ガイド）については整理したというところでございます。

この制度の関係での課題といたしましては、今後PDCAを回して改善していくということを持続的にやっていくということが必要かと思っておりますので、こういったスキームをその改善の制度として作っていくかというところが一つ課題としてございます。

あと、IAEA（国際原子力機関）のIRRS（総合規制評価サービス）フォローアップミッションでも指摘をいただいておりますけれども、他省庁との連携についても、今後更に強化していく必要があると考えてございます。

（5）、その他のところでございましてけれども、検査体制あるいは研修教育プログラムというところがメインでございましてけれども、検査体制については、平成29年7月というところで検査を担当している部署を原子力規制部内に整備したというところでございまして、研究あるいは教育というものにつきましては、平成30年度から（検査官）資格制度と

いうものを開始しておりますし、併せて、ウォークダウン研修あるいはシミュレーターの研修といったような資格取得に必要な研修教育プログラムというものについても、充実・強化を図ってきているというところでございます。

NRC（米国原子力規制委員会）、アメリカの制度を学ぶということで、平成28年から30年にかけて2年間、原子力規制庁職員を10名NRCに派遣いたしましたし、平成29年からはNRCの職員を10回程度招聘して、検査制度の我々の準備状況あるいは試運用の状況を確認いただいたり、あるいは研究プログラムの開発の協力、それから、各種検査官との意見交換を行って、我々の体制整備に貢献していただいております。

それから、ステークホルダー、関係者とのコミュニケーションにつきましても、これも最近でございますけれども、自治体からもいろいろ制度を説明してくれと要請がありましたので、そういったところに我々職員が出向いて行って説明したり、あるいは関係する学会、原子力学会等でございますけれども、そういったところでも求めに応じて御紹介をしているというところでございます。

課題といたしましては、これは継続的なことでございますけれども、力量向上のための我々の努力というものを引き続き続けていかなければいけないというところはあろうかと思っております。

2つ目の課題のところを書いておりますけれども、今回、アンケート調査を検査官に行いまして、理解度、どの程度進んでいるのかということのを少し我々の方で確認してみましたところ、まだ理解が十分進んでいるところではないと我々は認識しておりますので、引き続き検査官に理解を深めてもらうような努力も必要かと考えてございます。

それから、ステークホルダーとのコミュニケーションでございますけれども、こちらについてもそれぞれの自治体のニーズがあらうかと思っておりますので、そういったものを酌み取りながら、具体的な方法を検討していきたいと思っております。

検査官が現場でしっかりと職務を遂行するということでの行動原則、あるいは法律的な基礎知識というものについては、引き続き習得するような機会を付与していくということ、それから、職務遂行の環境整備についても充実させていきたいと考えております。例えば検査官が現場で不適切な行為をしないようにということで、申告制度なんかを活用していくということも考えられるかと思っております。

以上が、これまでの準備状況、課題というところでございます。

3ページ目の下のところでございますが、今年度あるいは令和3年度の上半期の検査計画でございますが、これを今回定めたいと考えております。基本的には、この基本検査の検査計画ということで、原子力規制事務所の検査官が行います「日常検査」と専門検査部門が中心になって行う「チーム検査」に分けて設定したいと思っております。

特にチーム検査については、スケジュール調整等がございますので、向こう1年半程度のものを作っているというところでございます。

具体的には、5ページ目、6ページ目、7ページ目を御覧いただければと思っております。

ども、それぞれ別紙1-1が実用炉の日常検査、原子力規制事務所が行う検査の検査計画でございます。6ページ目、別紙1-2が核燃料施設等の検査計画、これも日常検査でございます。別紙1-3、7ページ目がチーム検査の検査計画ということになってございます。この計画に沿って、これから検査を実施していきたいと考えております。ただ、これはかなりプラントの状況によって変化するものかと思っておりますので、そういったところは柔軟に対応していきたいと考えております。

戻っていただいて4ページ目、最後の4.のところ、今後の運用に係る議論の在り方ということでございます。これまで新しい検査制度の準備に当たっては、「検査制度の見直しに関する検討チーム」というものを設置いただきまして、その中で具体的に検討してきましたけれども、これは目的が達成されたということで、この活動は終了するものと考えております。

一方で、まだいくつかの課題が残されている、それから、運用でいろいろな経験を踏まえて更に改善が必要となってくるということも考えられますので、こういった課題を今後継続的に議論していくようなことも必要なかなと考えておりますので、具体的にどうするかということについては、また日を改めて原子力規制委員会の方にお諮りをして御相談をしたい、決めていただきたいと思いますと考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

新しい検査制度、一昨年10月から1年半の試行を経て本日より本格運用ということになりました。安全の一義的な責任は事業者にあつて、原子力規制委員会、原子力規制庁はリスクインフォームドあるいはパフォーマンスベースの考えに基づいた検査制度を実施していくと。これまで（検査制度の見直しに関する）ワーキンググループや検討チームで事業者との意見交換、あるいは外部有識者のコメント、御意見をいただきながら、本格運用を目指してまいりました。

今、説明がありましたように、横断領域あるいはPRAモデルなど、今後検討を進める課題がまだございます。検査制度そのものの継続的な改善、あるいは検査官の理解促進、能力向上、これも目指していく必要があると考えます。

運用開始後の検討課題の検討の進め方、これを原子力規制委員会で御検討いただければと思います。個人的には、事業者との意見交換あるいは有識者の御意見をいただく場は残していった方がよいかと考えます。

報告にもございましたけれども、各事業者、発電所あるいはプラントで、検査項目あるいは項目数、これを設定しておりますけれども、これに縛られることなく、チェックリスト方式に戻ってしまわないように、本来の趣旨に即した検査を進めていただきたいと思います。

ます。よろしくお願ひいたします。

○更田委員長

ほかにありますか。

○田中委員

1つ質問なのですけれども、2ページ目の課題を見ると、実効ある制度運用のところの課題の1個目なのですけれども、継続的な改善の具体的な取組について、早急に検討していくことが必要だと。先ほど、PDCAという言葉もあったのですけれども、これは具体的にどういふことをどのぐらいのスケジュールで検討していくことが必要だと考えられているのでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

これは実は検討チームの中でも少し議論をしていたのですけれども、本格運用のデータを、実績をある程度情報を収集しなければいけないというところがありますので、できるだけ今年度、早期にある程度こういうものを情報収集していこうとか、こういう形でPDCAを回していこうというところについては、大枠を決めたいと考えております。ですから、できるだけ今年度の早いタイミングであればあることはありがたいと考えております。

○更田委員長

これは事務局の提案というよりも原子力規制委員会内の議論だと思うのですけれども、今、説明の中にあつた検査制度の見直しに関する検討チームがあつて、ここでまず、改めて外部専門家の勝田先生、関村先生、高橋先生、米岡先生にはお礼を申し上げたいと思いますが、これには途中までは私が出ていて、それから、山中委員が出ているのですね。これはこれで一旦閉じるけれども、先ほど、説明の中にもあつたように、PDCAの「C」をやっていく上でどう外部のというのものもあるのだけれども、それはそれでまた別途議論なのだろうと思うし、早ければ早いほどいいかどうか分からない。一定程度実績を見ないことには分からない部分もあるので、これは別途議論ということだろうと思います。

ほかにありますか。

コメントとしては、日常検査、チーム検査という用語が使われているけれども、日常検査は地方事務所（原子力規制事務所）と呼んでいるところの職員が常駐という形で進めるもの、チーム検査は言ってみれば原子力規制庁本庁から出かけていく専門検査という位置付けだろうと思うのですが、身内の用語をそのままいつも使っているというところがあるので、それは気を付けてもらいたいと思いますが、この日常検査に当たる要員と専門検査に当たる要員との間のコミュニケーションが今後は一つ重要な問題であつて、これは十分図れるようしてもらいたいというのが一つ。

もう一つは、この新たな検査制度の本来狙っているところを考えると、地方事務所の職員の人たちの役割というか、責任も大きなものになって、原子力規制委員会も、例えば特に何かがあつたときには地方事務所の所長から直接話を聞くというようなことをやってきたけれども、これも今のところまだジャストアイデアですけれども、所長は原子力規制委

員会に対して直接物の言える立場になっていくべきだと思いますし、今までもそうではあるのだけれども、なかなか機会が持てなかったので、どのくらい定期的にするかというのは要検討ですが、所長から日常検査における感触なりを原子力規制委員会で聞いていくという試みは少し議論をしていったらいいのではないかと思います。

それから、先ほど検討チームに御参加いただいた方々にお礼を申し上げましたけれども、もう一つは、NRCの協力はこれまで極めて大きなものであって、特に非常に経験の深い、また、知識、能力が非常に高い2名の方はものすごく頻繁に来ていた。ずっといるのではないかと思うぐらい来ていただいていたし、新型コロナ（ウイルス）の感染症の関連もあって、ついこの間まで来ておられた方が急遽帰国されてしまったことは残念ではありましたが、今後も試行（※正しくは、本格運用）に入ってから都度協力をしてもらえることだと思いますので、改めて米国原子力規制委員会に感謝をしたいと思います。

それから、懸念があるとしたら、懸念というほど大げさなものではないけれども、「SDP」、重要度評価をやっていくに当たって、リスクインフォームドということでPRAモデルにどうしても注目がいつているけれども、内的なPRAだけを用いることによって、むしろ偏りが出るということも理屈の上では考えられる。外的に見ているわけではないし、そういった意味では、内的なPRAが与える結果だけに引きずられると、むしろ外的事象による共通要因故障のようなものに対する重要度を低く見てしまう可能性があるもので、この点は十分に注意を払っていく必要があるだろうと思います。

ほかによろしいでしょうか。

スタートの時点が特別な勤務体制（原子力規制庁における新型コロナウイルス感染症対策での特別の出勤体制）の下になってしまいましたけれども、影響はどうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

恐らく原子力規制事務所の検査官については日常的に検査に行くので問題ないと思うのですが、特にチーム検査で原子力規制庁本庁から出張で行く者については、本年4月に予定していたものを少し後ろにずらすとか、今はスケジュールも変更しようと思っております。ですから、この状況が長引けばどうするかというのは、事業者ともまたスケジュール調整が必要かなと考えております。

○更田委員長

それでは、今、報告のあった新たな検査制度の本格運用について、事務局の提案を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、提案を了承します。作業を進めてください。

2つ目の議題ですが、「令和2年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画

検査の基本方針（案）について」。

説明は竹内東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室（1F室）の竹内から、資料2について御説明させていただきます。

タイトルにございますように、東京電力福島第一原子力発電所（1F）の検査につきましては、原子力規制検査を適用せず、引き続き実施計画（福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画）の遵守状況の検査（実施計画検査（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項の検査））を行うものでございますが、1Fの検査を見直した結果、（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査）実施要領というものを2月12日に原子力規制委員会に御了承いただきまして、これは3ページ目の参考に付けておりますけれども、その中では年度ごとに年度における実施計画（検査）の基本方針を作成して原子力規制委員会の承認を受けるということにしておりまして、その基本方針を定めるに当たっては、3ページにあります（検査の）着眼点（実施計画検査の実施において着眼すべき事項）というものを踏まえて作成しているものでございます。本日はその（検査の）着眼点を踏まえた基本方針について御説明し、了承をいただければと考えております。

具体的内容につきましては、この資料の1.、2.、3.にございまして、各担当部門で年度重点項目というものを定めまして、それに従って検査を行いたいというものでございます。

具体的なところを私の方で代表して説明させていただきます。

まず、「1. 施設定期検査」でございますけれども、これは実施計画で認可されて、今、供用されているもののうち、その要求されている機能が発揮できる状態であるかということを検査するものでございます。この（検査の）着眼点を踏まえまして、特に本年3月4日に原子力規制委員会で決定いただきました1Fの中期的リスクの低減目標マップ（東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ）、（いわゆる）「リスクマップ」ですが、そこでも書かれている目標に重点を置くということと、特定原子力施設監視・評価検討会（監視・評価検討会、1F検討会）で指摘されている施設でありますとか、トラブルが発生している機器等を対象に、こういったものを抽出して重点項目として、それらについては可能な限り立会いによる検査を実施するという方針でございます。

「2. 保安検査」でございますが、これは私ども1F室と、主体となります福島第一原子力規制事務所が実施するものでございまして、こちらにつきましては、事業者の保安活動というものが実施計画に従って適切に行われているかを確認するもので、これもリスクマップに書かれております今年度は3号機の使用済燃料プールから燃料取り出しを完了するという、そういったことを項目として、主要な目標として書かれたものを取り上げております。

これは昨年、現地（福島第一原子力規制事務所）の小林事務所長から、原子力規制委員会にも現場サイドから見た懸案事項ということで、（東京電力の）福島第一廃炉推進カンパニーの体制強化といったものも原子力規制委員会で取り上げていただきましたけれども、具体的には監視・評価検討会で議論されたものを取り上げたいと思っております。

3つ目といたしましては、これは昨今、放射線管理上の不適合、検査で見つかった火災防護で十分でないといったところ、そういったものを捉えて、引き続き監視が必要な事項として取り上げるということでございます。

4つ目といたしましては、これは今後もいろいろと福島第一原子力発電所では不適合等が発生しますけれども、そういった今後発生するようなトラブルであって、監視・評価検討会で取り上げるようなものにつきましても、柔軟に対応して検査で確認していきたいと考えております。

2ページ目ですけれども、「3. 核物質防護検査」、こちらにつきましては核セキュリティ部門で実施していただきますけれども、これは通常の原子炉施設にも当てはめている重点項目のうち1Fにも適用されるというもの、この3つを掲げて重点項目として今後検査を実施してまいりたいという方針でございます。

本日、この方針に従ってよろしいということであれば、具体的な計画を策定して検査を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○伴委員

基本的にこれでよいと考えます。リスクマップが前提にあって、それを基にどこに重点を置くかが決まるということと、1F検討会の中で議論されていることも当然そこに反映させていくということになるかと思えます。

1つコメントですけれども、1Fの場合にサイトの中でいろいろな作業が同時並行していて、その中でいろいろな小さなトラブルがまた出てくるのですけれども、例えば3号機の燃料プールからの取り出しのトラブルを通じて品質管理の問題が浮き上がってきた。それから、いろいろな放射線管理上の問題等から人員が足りているのかというところに問題が繋がっていたというのはありますので、個別の事柄をきちんと押さえるのは大事なのですけれども、小さなトラブルの背景にあるものに常に目を向けていただきたいと思います。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

福島第一原子力発電所の検査については、既に新しい検査制度の大事な観点というのは前から取り入れていただいていると思います。項目については、いろいろ普通の原子炉とは違うので、保安検査の項目などは特別にリスクの高いところを中心に見ていただくとい

う御指揮を執られていると思うのですが、1年前に視察をさせていただいたときに、既に検査官のフリーアクセスについては、現場へのアクセスは十分フリーでできている状態であると感じましたし、その辺りは非常によくやっけていただいているなと思っています。

一方、1Fのいろいろな情報ですね。特に図書とかに検査官がフリーでアクセスできるような状態になっているのかについて、教えていただきたい。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

原子力規制庁の竹内です。

今、山中委員から御質問のありました情報へのアクセスですけれども、これも今、(1Fの)東京電力の事務本館の方に共用の図書館というものが昨年かその少し前ぐらいにはもう作られていまして、そこに端末を置いて、我々検査官もそこにアクセスをして、必要な図書はアクセスできるというところではございます。ただ、検査上はそういった形でできますけれども、必ずしも過去の旧事務本館にある図書が全てそこから利用可能かという、まだそこまでは至っておりませんので、今後そこも図書、情報がきちんと集約されるような形で我々は要求していきたいと考えております。

○山中委員

ありがとうございます。

是非、過去の図書へのアクセスというのも検査官ができるようにしていただければと思います。ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

この東京電力福島第一原子力発電所の監視に関して言えば、原子力規制事務所の職員はもとより常駐していて、直体制で宿直をしていると。これは他の委員も見に行かれていますと思いますけれども、決して居心地のいい環境ではないところで、夜通しそこで宿直を続けていると。一度、原子力規制事務所の所長とお話をしたことがあって、もう少し環境のいいところへ退いたらどうかと提案をしたら、周囲にいた原子力規制事務所の職員の方が、いや、あそこにいたいのだと。前線にいと、何かトラブルがあったときに、東京電力の人たちが走り回ったときに物音ですぐ分かるのだと。やはり前線の温度を感じていたいという話を聞いて、大変うれしくありがたく思ったところではあるのですけれども、そういった意味で、東京電力福島第一原子力発電所の監視はこれまでもしっかりやられていると思うし、今後も(やってくれると思います)。

ただ、今、新型コロナウイルスの関連でなかなか環境が厳しくなっていて、現時点で言えば、1Fで何をしっかり見なければならぬか。相対的に言えば、建屋滞留水は濃度の低下とともに、サブドレンであるといったものの重要度は以前に比べれば下がっている。一方、新たにやっている作業で1・2号機のスタック、排気筒を切っていくという作業は、これは最初の方はむしろリスクが高いからとはいうものの、下へ行くにつれて線量が高いというのがありますけれども、これはこれまでのところは、途中でももちろん技術上の困難

はあったけれども、進んでいる。

あとは、もしきちんと見るべきもので筆頭に挙げるものがあるとなれば、3号機の使用済燃料の取り出し。これはなかなか変形している燃料等も見つかっていて、もとより難しい作業であると見られていましたけれども、あとはこの時期に新たなものに踏み出すかというところがあるかとする、今後は2号機のオペフロ（オペレーティングフロア）の除染であるとか作業環境ということが焦点になってくると思うのですが、1号機はもう少し先かもしれない。いずれにしろ、2号機、1号機のオペフロへの取組ということが重要になるのでしょうかけれども、まだすぐ取りつくような状況でもないし、しばらくは下見にとどめてもらっておいた方がいいかなと思います。

ほかには、今、特にこの時期に大きな変化というものはないと思いますけれども、竹内室長、何かつかんでいるものはありますか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

竹内です。

今、更田委員長がおっしゃったところ、まず滞留水処理でありますとか3号燃料取り出しが、今年度としては主たる目標ではあると思っております。とはいえ、今後、ロードマップ（東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ）上でもありますように、少し格納容器内部調査に向けて原子炉建屋を開閉するとか、そういったところでダストの舞い上がりとか、作業員の被ばくというものが今後出てくるかと思っておりますので、そういったところにはよく注意するといえますか、確認すべき点かと思っております。

それから、監視・評価検討会でも御報告しましたが、SGTS（非常用ガス処理系）配管の今後撤去といえますか、少し状況を調べた上で撤去に向けた取組という方針も、今、東京電力で定めておりますので、そういった作業に当たって、中に入っている汚染されたもので外部に影響が出ないような、実施計画を通じてよく確認していきたいと思っております。それが実行されるのはまた先かと思っておりますけれども。

○更田委員長

竹内室長が挙げているのは、私よりも少しスパンの長い話だけれどもね。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

当面としては、更田委員長がおっしゃるとおりだと。

○更田委員長

当面のところ、例えばゼオライトの土のうであるとか、いわゆるAREVAスラッジ（除染装置スラッジ）と呼んでいるようなものというのは大きな課題ではあるのだけれども、何も今、このような状態の中で取り組まなければならないものというわけではないと思うので、当面の今の例えば原子力規制庁は特別な勤務体制を取っているという状況下においてという、慎重にというのは3号炉の「SF」、（すなわち）使用済燃料であろうと思っておりますので。

ほかに御意見はありますでしょうか。

それでは、実施計画検査の基本方針について、説明のあった案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

3つ目の議題は、「原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について」。

説明は山形新基準適合性審査チーム長から。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形でございます。

資料3に基づきまして、原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について、御報告させていただきます。

資料1 ページ目でございますけれども、今回から少し変更がございます。まず、従来どおりの各プラント、16発電所27プラント、その申請状況は別紙1、また、特重施設(特定重大事故等対処施設)、それと所内常設直流電源設備(3系統目)、この概略を説明させていただきますまして、その後、今回から審査進捗状況表というものを作成いたしましたので、その御報告をさせていただきます。

まず、別紙1を御覧ください。これは全体の状況でございますけれども、灰色の部分が処分済、赤字の部分が前回(昨年11月13日)報告からの変更点でございます。変更点としては、東北電力女川原子力発電所2号炉、これの(設置変更)許可の処分が本年2月26日に行われております。また、関西電力美浜発電所3号炉ですけれども、これは本年2月27日に保安規定の変更の認可を行っております。

次、別紙2、3ページ目にお移りください。これは特定重大事故等対処施設に係る状況でございますけれども、九州電力川内原子力発電所1号炉・2号炉につきましては、保安規定変更認可までですね。本年3月25日ですけれども、全て終わったという状況でございます。加えまして、四国電力伊方発電所3号炉の工事計画認可が本年3月27日に終わっておりますし、関西電力の高浜発電所1・2号炉についても、工事計画認可が本年2月20日に終わっております。

4ページにお移りいただきまして、細かい工認(工事計画認可)等ございますけれども、関西電力大飯発電所3・4号炉におきまして、(設置変更)許可の処分が本年2月26日になされております。

5ページに移っていただきまして、これは所内常設直流電源設備(3系統目)ですけれども、特定重大事故等対処設備と同じ期限(経過措置期間)が終わるものがございますが、九州電力川内原子力発電所1・2号炉につきましては、保安規定まで本年3月30日に終わっております。関西電力高浜発電所3・4号炉は工事計画認可が終了、また、関西電力大飯発電所3・4号炉、九州電力玄海原子力発電所3・4号炉については、(設置変更)

許可の処分が終わっている状況でございます。

これから審査進捗状況表を御説明させていただきます。

別冊1、6ページから始まってございますけれども、実際は7ページから表がございます。まず、泊発電所1・2号炉ですけれども、これは北海道電力が3号炉を優先してほしいと言っておりますので、この説明は割愛させていただきます、9ページの泊発電所3号炉から具体的に説明させていただきたいと思っております。

まず、この表の見方なのですけれども、基本的に設置許可基準規則（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）の条文ごとに整理をしております。第3条から始まっておりまして、地質、地震動、津波、火山、それとプラント側の第7条とか、ずっと続いておりまして、その色ですけれども、①の赤色は未着手、②の黄色については、一部説明を受けてコメントを返したり、その指摘をしたりを行っているところ、③の緑色につきましては、一通り全部説明を受けてコメントをして、その返ってきたものを審査しているというものの、④の灰色ですけれども、これはおおむね審査済みという状況でございます。

表の上の方から説明させていただきますけれども、これは大体審査の流れ的なものになっております。まず、敷地内の地質・地質構造、敷地周辺の地質・地質構造、平たく言えば、どこに活断層があるのかという審査でございますけれども、まず、泊発電所3号炉の場合は、敷地内のF-1断層、これと関連する小断層が変位を与えていない上の地層、上載層といいますけれども、これが33万年前より古いので、F-1断層は活断層ではないと（北海道電力は）主張しておりますけれども、これに対して我々から、2か所開削をしているのですが、標高差があります。また、その上の上載層が違う地層ということから、上載地層の年代観を明らかにするために、F-1断層周辺の地層区分についてデータを整理してくださいということを求めております。その回答がありましたら、それを検討した上でF-1断層の活動性評価について、引き続き確認をしていくことになります。

そのように、まず、地質・地質構造が終わりますと地下構造、地下の地層の地震の伝播の速度のようなものですけれども、そういうものを行って、さらに、震源を特定して策定する地震動のところに移ります。泊発電所の場合は積丹半島北西部の断層による地震動評価につきまして、海上音波探査をしているのですが、これが1測線に基づいて震源断層の位置を設定しております。これに対して、我々の方から、それは1地点の情報のみなので、震源モデルの位置とか走向の設定、それに必要な十分な情報が得られていないので、その不確かさを十分考慮するようにと。それを再度検討するように求めておりまして、その検討結果が上がってきましたら、まだ妥当性について、引き続き検討していくことになります。

震源を特定せず策定する地震動は、おおむね審議済みでございます。

これが終わりますと、次は基準地震動の策定に入るわけですけれども、これは前が③という状況なものですから、まだ②のような状況、当然F-1断層を優先して行っていく状況に

なっております。

通常、基準地震動ができますと、次は地盤・斜面の安定性ですとか、基準地震動を踏まえた耐震設計方針の方に移っていくということになります。今の段階でも耐震設計方針のところは、埋立土がございますので、その液状化、そういうところについての確認が必要だと考えてございます。

津波に移りますけれども、津波の方は、まず、地震による津波につきましては、日本海東縁部に想定される地震の津波の評価で、これは最新の知見を反映していると事業者は説明をしておりますけれども、ほかのプラントでは自主設備である防潮堤とか防波堤、これが損傷していた場合も評価しているのですけれども、これをしていませんので、そこのところをしっかりとるようにという検討を求めているところでございます。

地震以外による津波はおおむね審査済みです。

この地震による津波が終わりますと、次は基準津波の設定に移っていくこととなります。

竜巻はおおむね審査済みでございます。火山事象につきましては、これは2つ目のポツ（●）だけ説明しますけれども、そもそも層厚評価、その根拠としている給源が分からない火山灰層というのを事業者は言っていたのですけれども、これが敷地内の活動性評価ですね。上のF-1断層の調査なので、追加調査の結果、敷地内で見つからなかったということがございましたので、この点、説明を求めているところでございます。

そして、泊発電所3号炉の場合は、以前、プラント側の審査が相当進んでおりました。ですから、この外部火災以降、おおむね審査済みということで、灰色にしております。ただし、地震・津波関係で影響があるかもしれませんので、地震・津波関係が終わりますと、その影響を改めて確認していくこととなります。これが泊発電所3号炉でございます。

次に、11ページに移っていただきまして、島根原子力発電所2号炉です。基準地震動の策定まではおおむね審査済みとなっております。

それを受けまして、地盤・斜面の安定性でございますけれども、ここは埋戻土とか旧表土が敷地内に広く広がっておりますので、その液状化などについて評価を確認していく必要がございます。

耐震設計方針につきましては、これは敷地を取り囲むような形で防波堤を設置しておりますので、地下水の流れが変わる、遮断されるということがございます。それで、地下水位の設定について、今、確認をしているところです。

耐震設計方針ということでございますので、ここで新たに採用する制震装置、一軸とか三軸の粘性ダンパを使うという計画でございますので、性能や適用範囲について確認が必要な状況になっています。

津波につきましては、基準津波まではおおむね審査済みでございます。現在、耐津波設計方針を確認しております。防波堤の両端の地山を津波防護上の障壁としておりますので、この健全性について確認を進めている状況です。

火山につきましては、大山生竹テフラの噴出量規模の見直しが議論されておりますので、

これをシミュレーションで層厚を改めて計算するというのを求めている状況でございます。

プラント側につきましては、おおむね審査済みというところが多く、また、（ステータスが）③の部分も先行プラントと大きな差がございませんので、事実関係を確認していくというものが多く並んでおります。

11ページは設計基準設備（※正しくは、設計基準対象施設）について記載しております。12ページ側は重大事故等対処施設関係が、これも条文ごとに並んでおります。まず上の方から「PRA」、確率論的リスク評価をして、事故シーケンスを選んで、「炉心」と書いてございますが、炉心損傷防止対策について議論をすると。今、炉心損傷防止対策は島根原子力発電所2号炉、以前はアーリーベントをする前にサプレッションチェンバーへのスプレイは行わないということでしたけれども、やはりアーリーベント前にスプレイを行うという方針変更がございましたので、その再解析を事業者で実施しております。ですから、結果が上がってまいりましたら、その内容を確認していくことになります。

ずっと（ステータス）③が続いてございますけれども、御説明すべきは、まだ（ステータス）①が2つほど残っています。（設置許可基準規則）第55条関係と大規模損壊というところがございますけれども、ここはまだ説明を受けていないという部分です。

それと（設置許可基準規則）第43条、全体的な共通の部分というのも、これも大体いつも最後の方に行うのですけれども、終わった段階で全体を取りまとめるという形になりますので、この辺はまだ進んでいない状況でございます。

13ページは島根原子力発電所3号炉なのですが、中国電力が2号炉優先と言っていますので、ここの説明は割愛させていただきます。

次が15ページ、浜岡原子力発電所の4号炉になります。これは今、一番上の敷地の地質・地質構造のところ、事業者は敷地内、規模が大きく連続性のよいEW、東西系の正断層、H断層と言っていますけれども、これの活動性評価で敷地内全ての断層の活動性評価を代表させるとしておりますので、そこのところを我々の方で確認をしている状況でございます。

津波側に行きますと、地震による津波のところですが、プレート間地震による津波評価につきまして、内閣府が2012年に出した波源モデルに基づき波源モデルを設定しているのですけれども、不確かさを考慮した波源モデルの設定においては、内閣府の設定しているライズタイム60秒、それを考慮したパラメータスタディーをしていないということがございますので、それはどのような考え方に妥当性があるのかどうかという確認を実施しているところでございます。

地震以外による津波につきましては、海底地滑りの抽出ということもございまして、また、海中噴火・カルデラ陥没による津波の評価、この辺りについて確認をしているところでございます。

プラント側につきましては、②がいくつかあるのですけれども、これは以前、BWR（沸騰水型原子炉）については合同の審査をやっておりましたので、そのときに一部聞いておりましたので、②という状況にあります。

次に、17ページは浜岡原子力発電所3号炉ですけれども、これは事業者が4号炉を優先してほしいと言っておりますので、割愛させていただきます。

次は19ページ、東通原子力発電所1号炉ですけれども、敷地の地質・地質構造については、おおむね審査済みでございます。敷地周辺の地質・地質構造ですけれども、これは重要施設直下の断層以外の敷地内から敷地近傍の断層ですけれども、「一切山東方断層」というものがございまして、これを代表として評価を行うと言っております。これは現在、先日も審査会合があって、追加調査の結果の説明を受けたわけですけれども、結局全て調べてはいましたので、代表という考え方はなく、そこはロジックを変えるということと、断層が地下深部に連続していないことを明確に説明するように求めているところでございます。

その下の地下構造につきましては、速度構造の妥当性ですとか、解放基盤表面の深さと地震動特性を評価する深さ、これを違うところに設定しておりますので、その辺りの妥当性についての確認をしているという状況でございます。

主なところはそういうところでございまして、次は21ページ、志賀原子力発電所2号炉でございます。これはまだ(表の)上の2つについて行っていて、地質・地質構造について確認を進めているところでありますけれども、敷地内9本の活断層を評価対象として説明しております。しかし、海岸部において、3本の断層を評価対象と説明しているのですけれども、これに対して、我々の方から、3本以外にも取水路との位置関係、取水路の近くに2本断層がありますので、その取水路との位置関係を適正に考慮できていない、そういうものが2本あります。それをもう少し再整理して説明するようにというのを求めているところでございます。

次が23ページ、大間原子力発電所でございます。これは敷地周辺の地質・地質構造のところですが、敷地周辺で確認されている「下北半島西部の隆起」、これを説明するために、事業者は敷地北側海域の断層、F-14断層を起点として想定した仮想的な断層を設定しますという説明があったのですけれども、これに対して、その設定の妥当性、特に走向については、敷地周辺の地質構造を踏まえれば不確実性がありますので、その辺りをもう一度説明するように求めているところでございます。

地下構造につきましては、これは東通原子力発電所と同じですけれども、秒速700m ($V_s=700\text{m/s}$) に満たない深度に解放基盤表面を設定しておりますので、その妥当性についての確認を進めているというところでございます。

津波のところは少し飛ばさせていただきます、25ページの敦賀発電所2号炉でございますけれども、これは敷地の地質・地質構造のところですが、K断層の重要施設直下への連続性の評価、この審査をしている過程におきまして、ボーリングの柱状図の記載が説明なく削除・変更されているということが確認されましたので、これに対して、我々の方からボーリング柱状図の元データを提出して、これまで我々の方に提出した柱状図を全て変遷を確認、整理して、資料の削除・変更を行った経緯とその考え方、今後どう改善

するのかという説明を求めておりました、説明を受けた上で審査を再開するかどうかについて判断を行いたいと思っております。このような問題。

また、敦賀発電所2号炉につきましては、震源を特定して策定する地震動のところで、浦底断層から200m程度のところに重要施設が建設されておりますので、事業者は、従来と同様のような方法で評価をするとおっしゃるけれども、それはもう少し踏み込んだ検討を行うように求めているところでございます。

次に別冊2、27ページ以降、特定重大事故等対処施設の審査進捗状況表を御説明させていただきます。

28ページ、美浜発電所の3号炉でございますけれども、これは全て④ということになってございます。おおむね審査済みという状況なのですけれども、もう少し確認したいというところが残ってございますので、そのところをきっちり確認させていただきたいと思っております。

次が29ページ、東海第二発電所ですけれども、こちらの方がいろいろな色があって、表の作りの説明をこちらでさせていただきますけれども、前半のところの審査は、まず地震・津波側から始まって、プラント側という形で審査を進めておりますけれども、特定重大事故等対処施設の場合は既にいろいろな地質、地震・津波関係の審査は終わっておりますので、まずは施設側の審査を始めまして、どこにどういう施設を置くのか、レイアウトが大体決まった段階で、置く施設の下ですとか周辺斜面について審査を進めていくという段取りになっておりますので、まず設備側から審査が進んでおります。

東海第二発電所の場合は、これは空気冷却式の循環冷却設備と格納容器破損防止のために、（審査項目「特重施設（第42条）」の中の）「設備（第2号）」のところのCV（原子炉格納容器）の過圧破損防止機能、（ステータスが）②になってございますけれども、ここでフィルタベントというものもございまして、空気冷却方式の循環冷却設備による破損防止対策というのを提案しておりますので、これについて確認していく。それと、その空気冷却方式の循環冷却設備を使用する場合には、特に水素対策について確認をしていく必要がございます。

まだプラント側がこういう状態でございますので、これがおおむね進んでいきますと、次に上の方の地質・地質構造の方へ移っていくということになります。

次に、30ページは柏崎刈羽原子力発電所6・7号機でございますけれども、これは全く初期の段階でございます、そもそも工事計画認可が終わっておりませんので、議論は非常に初期の段階でございます。

31ページ以降、まだ本体の審査といえますか、新規制基準の適合性の審査が終わっていないプラントがございまして、ここは説明は割愛させていただきます。

次に、今までは（設置変更）許可段階の説明を主にさせていただいたのですけれども、35ページ、参考資料2というものがございまして、これは（設置変更）許可以外の主な課題を少し御報告させていただいたと思っておりますけれども、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機で

ございますが、6号については補正申請はまだ出ていないのですけれども、7号については出されておまして、ここに書いております主な課題としては、格納容器内水素濃度計の耐環境性ですとか地盤の関係、その辺り、引き続き確認していく状況にございます。

それと、保安規定変更認可のところに柏崎刈羽原子力発電所6・7号機がございすけれども、これは本年3月30日に申請がございました。この申請の中には、新規制基準への適用というものと、火山灰対策、有毒ガス対策の手順とか体制、そういうものもありますし、もう一つ、(設置変更)許可の段階で東京電力が約束した7項目(原子力規制委員会が提示した「基本的考え方」(平成29年7月10日原子力規制委員会資料)に対して東京電力が回答(平成29年9月20日原子力規制委員会資料1別添2)した7項目)というのも入ってございました。これは審査チーム長としての私の考えですけれども、まずは技術的な面、新規制基準適合ですとか、火山灰、有毒ガスというものの審査を進めた上で、7項目について審査をしていきたいと思っております。

すみません。時間が掛かりましたけれども、説明は以上でございます。

○更田委員長

石渡委員、補足はありますか。

○石渡委員

地震、津波、火山等の自然ハザード関係の審査を担当しておりますので、その観点から言うと、今、一番佳境に差し掛かっているのが、泊発電所の3号炉の審査だと思います。昨年の11月に現地調査を行いまして、新しく掘削していただきましたトレンチですね。これは2か所あるわけですが、それを見まして、それぞれにF-1断層がよく露出しておりますので、その活動性を評価するに足るような十分な露頭状況だということは確認したのですが、そのデータが、ちょうど今頃がデータが出てくる時期なのですけれども、こういう(新型)コロナ(ウイルス)の状況になってきて、なかなか審査が思うように進められなくなってしまっているというのが現状だと思うのです。そのところが今、一番課題になっているところだと思っております。

○更田委員長

F-1断層については、調査結果を取りまとめたという報告がヒアリング段階ではなされているけれども、審査会合でこちらからそれを見た結果というのを相手に伝えていないという状況にあるのだと思うのですけれども、ただ、審査会合も、最後に審査に対する特別な勤務体制の影響についてというのは少し議論しようと思ったのですが、ただ、ウェブで申請者とのウェブ会議をやって、その録画を公開ということが技術的に可能だったら、できるだろうと思うのだけれども、事柄の性質からして、やはりこれは審査会合でこちらの見解を伝えるべきだろうと思うのですが、審査会合はできる状況なのですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形でございますけれども、資料はヒアリングで受け取っております、審査官の方が確認を進めているところでございますけれども、全部が全部というところま

ではまだ終わっていないのですけれども、大きなところは押さえてございます。また来週、そういう審査の進め方というのは御報告しようとは思っているのですが。

○更田委員長

少し一般的な話ではあるけれども、審査会合ができないのであれば、受け取った資料に対して一定の見解なり、反応があるのだったら、これは、例えば、公開の文書等で申請者に伝えるというようなやり方もあると思うので、それは別途議論したいと思います。

石渡先生はそれでよろしいですか。

○石渡委員

(首肯)

○更田委員長

それから、山中委員、補足はありますか。

○山中委員

本体の審査は、紹介がありましたように、島根原子力発電所2号炉、これがかなり進んでいる状況でございます。また、特定重大事故等対処施設については、BWRの施設の審査が開始されたところでございます。

1つ御相談なのでございますけれども、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の認可申請の審査についてでございますが、資料でいいますと通しページで35ページにございますけれども、技術的課題については、説明にございましたように、火山灰あるいは有毒ガス等の課題がございますけれども、加えまして、新規制基準適合性の中で、技術的能力として、事業者自ら安全性向上に関する取組を将来にわたって履行していくということを保安規定に定めて、確約するという約束をしております。

(設置変更)許可の中では、原子力規制委員会として、事業者としての適格性の観点から、技術的能力がないとする理由はないと判断したわけでございますけれども、今般、保安規定の提出がございまして、技術的課題についての審査に加えて、適格性についても審査する必要がございます。進め方について、是非とも原子力規制委員会での御議論をいただいて、審査の対応をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○更田委員長

私の意見ですけれども、適格性の審査というと誤解を招くように思っていて、適格性の審査は設置変更許可のときに行っていると。ただ、そのときに約束した、確か7項目あったと思うのですけれども、こちらから質問の形で投げて、東京電力から文書の形で返ってきている。その文書はただのこういう普通の回答文書ではなくて、保安規定にその趣旨がきっちり書かれることというのを約束してもらって、ですから、保安規定にそれがどうきっちり書かれているかどうかということの審査だろうと思うのですが。それはどういう申請がなされているかというのは、これはまだ原子力規制委員会では説明を受けていないけれども、これを見てということになっていくのだろうと思います。

これはむしろ（東京電力の）小早川社長と原子力規制委員会との間のやり取りで定まっていた経緯もあるので、やり方ですけれども、審査会合にとどまらず、原子力規制委員会のメンバーの間で議論してということになっていくのだろうと私は思います。

この点、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

私は、この7項目について議論するとき、原子力規制委員会の場でしっかりと議論して出して、また東京電力の小早川社長から回答等があったようなことですから、この件については、原子力規制委員会の場でしっかりと議論、確認をしていくべきかと思います。

○更田委員長

ほかにプラント関係はよろしいですか。

○山中委員

プラント関係の方では、私の方からは以上でございますけれども、今の議論について、改めて何か進め方の提案を事務局からしていただいて、それでということによろしいでしょうか。あるいは技術的な審査については、先に進めさせていただいてという。

○更田委員長

技術的な審査は先に、これも今、提案ですけれども、技術的な部分、いわゆる7項目以外の部分に関しては、ほかの保安規定と同様に審査を進めてもらって、そして、7項目に係る記載ぶりが申請でどうなっているかというのは、これは原子力規制委員会で示してもらえばいいのではないかなと思うのですね。まず、今はまだ申請の段階で、恐らく補正もあることなのだろうけれども、申請の書きぶりが受け入れられるものなのかどうかというのを、それを見せてもらった上で5人で議論すればいいのではないかと思います、よろしいでしょうか。どうですか。

では、事務局は準備を進めてもらえればと思いますが。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

了解いたしました。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

それでは、御意見ありますか。

石渡委員。

○石渡委員

今の7項目の件なのですけれども、これはいわば事業者の意思というか、態度というか、それを実際に保安規定の中に落とし込んでいくという非常に重要な方針だと思うのですよね。それがある程度実現されているかどうかということは、細かな個々の審査に入る前にやはり確認をしておくべきなのではないかなと思うのですけれどもね。ですから、それについては、まず初めに、出てきた保安規定の案の中にどのように書かれているか、それが

どのように具体化されているかということ調べていただいて、これならいいでしょうか、これでは不足ですねというような議論を最初にやるべきなのではないかなと私は思うのですけれども、いかがですか。

○更田委員長

そもそも東京電力の申請書は（原子力規制委員会の）ウェブサイトに載っていますか。

○田口原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

（一昨日の）30日に受け取っておりますので、載せる手続は少なくともやっております。載ったかどうかまでは見ていませんが。

○更田委員長

いつ頃載るのだろう。

○田口原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

受け取ったら、通常は速やかに載せることにしておりますので、確認いたします。

○更田委員長

ということは、公開の文書なわけですよ、申請書そのものは。だから、私たちがもちろんこれは事務局からからコピーをもらえばいいことではあるのだけれども、公開の文書としてなので、私たち自身、それぞれが申請書を見て、それに対する見解みたいなものを、石渡委員の御意見は、その他の部分を進める前というか、少なくとも並行して確認すべきだということで、まずは各委員に御覧いただくということだろうと思うのです。

それには設置変更許可の際に原子力規制委員会が出した7項目というのをもう一回思い出してもらわなければいけないし、そのときに東京電力から回答をもらっていますので、回答の文書というのが、これは全て公開のものではありますけれども、改めてそのセットを原子力規制委員会に示してもらってということでしょうか。もちろん各委員は、もう既にアベイラブルなものについてはアクセスしていただいて、それぞれお考えいただきたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

準備させていただきます。

○更田委員長

ほかにありますか。

先ほど石渡委員から言及のあった泊3（泊発電所3号炉）のF-1断層なのですけれども、ヒアリングの資料というのはもう公開されているのでしょうか。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波管理官の大浅田でございますけれども、今まで事実確認ということでヒアリングを2回やっております、それについては資料は公開されております。あと、事務局的には、もう一回ヒアリングを、明日だったか、やろうと思っております、それもやり次第、速やかに公開したいと思います。

○更田委員長

それは、だけれども、ヒアリングというのは聞くという行為だから、そうすると、それを見てこちらがどう思ったかという見解を伝えるのが審査会合なのだけれども、なかなか審査会合が（新型コロナウイルスの関係で開催できない）という場合には、これは先ほどもやりました（議論しました）けれども、公開の文書を出したって構わないわけだし、むしろこちらの見解を伝えるという行為で、大勢でわいわい議論しなければならないというものでもないだろうと思うので、審査会合ができればそれが望ましいし、できないのであれば、それに代わる手段を考えてもらえればと思います。

それから、技術的にコメントがあるとしたら、もうこれは十分に認識されていると思いますけれども、BWRの特定重大事故等対処施設の格納容器の過圧破損防止対策の空気冷却、これはいたずらに希ガス等も出さずに回避できるという利点はある一方で、水素対策は別途考えなければならないので、ベントに代わる格納容器破損防止対策を考えるときには、とにかく水素対策はきっちり見ていただく必要があるだろうと思うので、ここはしっかり審査をしていただきたいと思います。

あとはどこだろう。日本原電（日本原子力発電）の敦賀2（敦賀発電所2号炉）については、まだ先方の検討待ちと、そういうことですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形ですけれども、待っているところでございます。

○更田委員長

よろしいでしょうか。

その上で、全体に審査に、これは特別な勤務体制を取ってまだ3日目ではあるのだけれども、審査、どういう、例えば、これが2週間なり、3週間と考えたときに、更に長期化したケースというのももちろんあるわけだけれども、ウェブ会議であるとかと言われているし、いざとなったら最後はもう文書でのやり取りというやり方だってあるのだろうと思うのですが、今のところ、混乱というか、どういう状況ですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形でございますけれども、実は来週の原子力規制委員会に正式に御提案しようと思っていたのですけれども、現在、我々が事務的に考えているものは、基本的にウェブ会議・テレビ会議、これの準備をしております。これは昨日、動作確認をしまして、物によって若干時間差が生じたりするのですけれども、これを基本にしたいと思っております。

その上で、石渡委員に参加していただいている地質関係ですと、いつもお互いに断層のというか、それこそコアな写真とか、この部分がというのをポインターで示しながら議論をしておりますので、やはりどうしても必要最小限、大体説明されるのは1人か2人なものですから、本当に人数を絞った上で、残りの方はテレビ会議で参加していただくというような方法も場合によっては必要かとも考えてございますし、それと、しっかりと手続を踏んだ上で書面にして、ここはこの資料が足りていないとか、ここの説明は受け入れられ

ないというようなものを文書にした形で向こうに送付するとともに、同時にウェブに公開するというような、テレビ会議を基本としながら残りの2つのもの（説明側が必要最小限の会合、書面でのやりとり）も適宜活用して、審査がいたずらに遅れないようにしたいと考えておりまして、来週、紙にして正式に御提案したいと思えます。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

それでは、これは報告を受けたということで。

4つ目の議題は、「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」。

これも同じく山形審査チーム長から。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形でございます。

資料4に基づきまして、核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について、御報告したいと思えます。

頭紙は飛ばさせていただきます、2ページ目、別紙1を御覧ください。

別紙1の上段の方は、今、設置変更許可の審査を行っているものでございますので、これは後ほど別紙2で説明しますので、上段は割愛させていただきます、下の方の「設置変更許可又は事業許可済み」のものについて概要を御説明しますと、まず、この表の見方でございますけれども、「設計及び工事の方法の認可」というのは、分割して申請することができます。

それですので、真ん中ぐらいにあります「申請日」というところに「(1/5)」とか「(2/5)」と書いてございますので、ですから、これは5回に事業者は分割すると言っておりまして、（一番上の行を例にとると、）「(1/5)」（、「(2/5)」、「(3/5)」）というのは、1回目が出てきた、2回目が出てきた、3回目が出てきた、（「(4/5)」、「(5/5)」との記載がないので）4回目と5回目はまだ申請がなされていないということを示しております。

加工施設関係は5つございますけれども、全て（事業変更）許可は終わって、今現在、工事の設計及び工事の方法の認可の段階でございます、これで何分のいくつが終わっているというような状況が分かるかと思えます。

「保安規定変更認可」のところで処分日が入っているものがございますけれども、これは一部だけ、工事を要しないような一部の運用変更があった部分だけ申請があって、処分をしたというものでございますので、当然のことですが、全ての設計及び工事の方法の認可が終わってから、全体の保安規定の変更認可というものは、これの審査が行われるという段取りになります。

試験研究炉でございますけれども、上の4つ、KUCA（京都大学臨界集合体実験装置）、KUR（京都大学研究用原子炉）、近大炉（近畿大学原子炉）、（原子力）機構（日本原子力研究開発機構）のNSRR（原子炉安全性研究炉）、これは（設置変更）許可、工事の方法認

可、保安規定の認可は全て終わってございます。

（原子力）機構のJRR-3でございますけれども、これは非常に分割数が多くて、13分割されておりまして、それのおよそ半分程度は済んだ状況になってございます。

3ページに移っていただきまして、（原子力）機構のSTACY（定常臨界実験装置）でございますけれども、これも8分割されているものの全てが出てきているのですけれども、5つほど終わった状況になってございます。

それと、原子力機構は、放射性廃棄物の廃棄施設、これをいろいろまとめるような方向で作業を進めているのですけれども、これも非常に多い分割ですけれども、その一部は認可ということ。同じく大洗の廃棄管理施設のところも集約化を進めておりますけれども、12（分割）のうち1つが終わったという状況にございます。

4ページの別紙2に移っていただきまして、これは先ほど割愛しました設置変更許可、事業変更許可に係る審査の主な課題でございます。

まず、日本原燃の（六ヶ所）再処理施設でございますけれども、施設関係については本年2月18日、地震関係については本年2月21日の審査会合で事業者から一通り説明を聴取しまして、また、本年3月13日には補正書を受領しておりますので、この補正書、まとめ資料の確認を進めているというところでございます。

ただし、備考のところに書いてございますけれども、この補正書の内容につきまして、本文と添付資料の記載が整合していないとか、また、設計方針の記載が不十分というのが確認されてございます。これらについて本年3月19日、26日の審査会合で指摘しておりますので、この指摘を踏まえた更なる補正、それが行われる見込みでございます。

次に、日本原燃MOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料加工施設ですけれども、これの施設関係は、その上の（行の）再処理施設の審査、その経験を踏まえた考え方、それを踏まえて各条文の適合性の確認を進めているというところでございまして、一通り説明を確認した後、事業者から提出された補正書、まとめ資料について確認を進めたいということです。地震関係につきましても、本年2月21日の審査会合で一通り説明を聴取してございます。これも補正書、まとめ資料が今後提出されましたら、確認を進めるということでございます。

次に、日本原燃の廃棄物管理施設ですけれども、施設関係は本年3月9日、地震関係は本年2月21日の審査会合で一通り説明を聴取しております。今後、事業者から提出される補正書、まとめ資料について確認を進めていくということになります。

次に、試験研究炉関係の（原子力）機構のHTTR（高温工学試験研究炉）でございますが、これは本年3月25日の原子力規制委員会で決定を得まして、科学的・技術的意見の募集、それと、原子力委員会及び文部科学省への意見聴取を行っておりますので、それを待っているところでございます。

次に、（原子力）機構の高速実験炉原子炉施設の常陽でございますけれども、これはまだ各条文について、基準適合性の確認を順次行っているところです。特に冷却材で液体ナ

トリウムを使用しておりますので、火災関係、それについて慎重に審査をしております、まずは機器の選定の考え方のところについて、指摘を行っているところでございます。

次に、リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）の使用済燃料貯蔵施設ですけれども、これにつきましては、施設関係については本年2月17日、地震関係については本年2月14日の審査会合で一通り説明を聴取しました。現在、これまでの指摘を踏まえた補正書の提出、これが本年3月30日にございましたので、確認をしているというところでございます。

4 ページの下の方は耐震（耐震重要度分類）Sクラスの安全上重要な施設を有しない施設でございますけれども、廃棄物埋設関係で日本原子力発電の第二種廃棄物埋設施設（トレンチ処分）というものですけれども、これは廃止措置開始以降の線量評価シナリオの確認を進めておりましたけれども、昨年12月5日に公布されました浅地中処分の関連規制の改正を踏まえて、事業者が設計変更を検討しているところでございます。そういう設計変更が行われますので、審査としては、設計にとらわれない部分、線量評価シナリオの評価のパラメータ、そういうところを審査しているという状況でございます。

それと、日本原燃の（第二種廃棄物埋設施設の）ピット処分でございますけれども、これも今まで一通り説明は受けました。ですので、審査会合の議論を踏まえた補正書が本年1月20日付で出ておりますので、この確認を実施しているところでございます。

次に、5 ページの別紙3に移らせていただきます。これは廃止措置関係又は放射能濃度の測定方法、クリアランス関係でございますけれども、一番上は（原子力）機構の東海再処理施設でございます。

地震動等の策定ですけれども、これは廃止措置計画における安全対策の検討に用いる地震動の策定、これは本年2月10日に認可をいたしました。

安全対策の方でございますけれども、高放射性廃液貯蔵施設（HAW）とガラス固化技術開発施設（TVF）、それらについて安全対策を講ずると申請者は説明しておりますけれども、これは原子力規制委員会の方でも本年2月19日の臨時会議で委員と児玉（原子力）機構理事長の意見交換を踏まえまして、彼らは5月に補正を出すと言っておったのですけれども、その補正を待たずに我々の監視チーム（東海再処理施設安全監視チーム）会合を開催いたしまして、まずは津波の遡上解析、続いて、地震の応答解析の確認をひとつひとつ着実に進めていくということにいたしましたので、その審査を進めているところでございます。

先月3月11日の監視チーム会合においては、まず、津波遡上解析が示されました。そういうことを順次進めて、またさらに今月も監視チーム会合で確認をしていきたいと思っております。

次に、（原子力）機構のもんじゅでございますけれども、これは審査としては、令和4年に予定している炉心からの燃料の取り出し作業、これで模擬燃料体を部分装荷にしたいというものがございまして、この審査を進めておまして、おおむね確認をしております。

備考の方にありますけれども、燃料取り出しの現状でございますけれども、現在、今行

っているのは炉外燃料貯蔵槽（EVST）と言われるものですが、これを130本を水のプールへ移送するという計画でございまして、一昨日現在93本の移送が完了しましたので、累計で179本を水プールへ移送が完了いたしております。

次に、試験研究用等原子炉施設の廃止措置がいくつか並んでおりますけれども、主なものとしては、日立製作所の日立教育訓練用原子炉というのがございまして、これは新しい保管庫を作りたいというものだったので、これは審査がおおむね終わりました、補正書を頂いたので、その確認をしているという段階にございます。

それと、加工施設は（原子力）機構の人形峠（人形峠環境技術センター）でございまして、これも原子力規制委員会で御議論いただきましたけれども、本年3月18日の原子力規制委員会の議論を踏まえまして、先月27日に審査会合を行いました。ここの審査会合で、（原子力）機構側からUF₆（六ふっ化ウラン）は再転換せずに譲り渡す方針であるというのを確認いたしましたので、今後、補正書が出される予定になってございます。

一番後ろのクリアランス認可関係でございまして、敦賀発電所の1号（金属）ですけれども、金属のものがございまして。これも審査を進めていたのですが、令和元年9月11日で審査基準（放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準）が改定されましたので、その改定を踏まえた補正申請がなされる予定と聞いてございます。

最後に、別紙4で日本原燃の（六ヶ所）再処理施設の審査進捗状況表をお付けしているのですが、全ておおむね審査済みということで、あまり付ける意味はなかったのですけれども、付けさせていただいております。

説明は以上です。

○更田委員長

石渡委員、何かありますか。補足はありますか。

○石渡委員

この核燃料施設等については、特にございません。

○更田委員長

田中委員。

○田中委員

今、事務局の方から説明があったとおりでございまして、人形（峠）（の加工施設）につきましては、本年3月18日（※正しくは、3月27日）の審査会合においてUF₆を再転換しないという方針を確認し、そのようなことを修正した補正が出てくるということも確認いたしました。

それから、東海再処理施設なので、5ページの上の方に書いていますが、本年2月19日の臨時委員会（原子力規制委員会臨時会議）で行われました委員と（原子力機構の）児玉理事長との意見交換等々を踏まえて、その後、会合を持ちまして、津波と地震に対する安全対策を優先して監視していくのだ、審査していくのだということでやってい

ます。

一方、ガラス固化の方は短縮化ということも言っていますので、そちらの方は粛々とやってもらっていることを確認していくことになるかと思えます。

津波・地震関係でございますが、本年3月11日に（東海再処理施設安全監視チーム（監視チーム）会合）を行いました。そのときに、（本年2月19日の）臨時委員会（原子力規制委員会臨時会議）のときにも意見がありました、考えがありました、こちらから指摘事項、あるいは彼らがどのような対応をするかについて、監視チーム会合の場で文書でもってスクリーンに照らして確認して行って、それもどういう対策方針かも確認し、それがホームページに載っていると思えます。そのようなことで、あのときに更田委員長から指摘されたようなことについて、着実にやっております。

これについて、特に津波関係については、本年3月11日に（監視チーム会合で）説明があったのですが、そのうちの一部について、本年3月中に検討して、本年4月上旬の監視チーム会合において説明しますという話ではあったのですが、これをどのようにやっていくのかどうかについては、先ほど山形審査チーム長が言われましたけれども、（新型コロナウイルスの状況を踏まえた）審査会合の（進め方の）方針を踏まえて、これを具体的に、着実にどうやっていくかについて、また考えていきたいなと思えます。そんな状態でございます。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

担当させていただいている試験研究炉につきましては、まず、日本原子力研究開発機構のHTTR、これにつきましては、先日、原子力規制委員会で審査書案を御議論いただきまして、現在、意見公募を行っているところ、原子力委員会及び文部科学省に意見聴取を行っているところでございます。

そのほか、日本原子力研究開発機構の常陽につきましては、現在、慎重に審査を進めているところでございます。

一方、使用済燃料貯蔵施設、リサイクル燃料貯蔵株式会社の施設の審査につきましては、審査会合は終了いたしまして、申請書の補正書を本年3月30日に提出いただきまして、それを現在確認中というところでございます。

5ページ目でございますように、廃止措置につきましては、日本原子力研究開発機構のもんじゅにつきましては、まず、2022年までに炉心から燃料を全て取り出すという作業を現在進めているところでございますけれども、この1年、炉心からEVSTに燃料を移送する、あるいはEVSTから炉外燃料を水プールに移送するという作業、順調に作業は進んでいるところでございます。

そのほか、いくつか廃止措置に関わる審査を進めさせていただいているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○更田委員長

それでは、御意見はありますか。

大きなものでは日本原燃の六ヶ所再処理施設、これはもう一回補正待ちということで、その補正が出てきたら、それを確認、まとめ資料の確認ということですね。

それから、「RFS」、リサイクル燃料貯蔵の使用済燃料貯蔵施設は、これは何度も言っていますけれども、随分もたもたしている感じがするけれども、これは先月30日だから、一昨日補正が出てきたところなので、これを確認してということになるのでしょうか。

4 ページの下の2つ、日本原子力発電の（第二種廃棄物埋設施設の）トレンチ処分、（対象は）L3（放射能レベルの極めて低い廃棄物）ですね。これは確かコールドホール、いわゆるガス炉特有の問題ですよ。塩素が問題になっていたと理解していますけれども、ですので、こう書かれてはいるけれども、設計変更をした補正が行われるというのは大分先になるわけですか。いつ頃になるのですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

山形でございますけれども、去年、2年後ぐらいと言っておりましたので、1年半後ぐらいかと思います。

○更田委員長

要するに、塩素を踏まえてこちらの方針も新たに示したことだから、それを受けて設計変更をして、出てくるのは当分先ということになるわけですね。

それと、（4 ページの）一番下の日本原燃の（第二種廃棄物埋設施設）、今度はこれはピット処分だから、（対象は）L2（放射能レベルの比較的低い廃棄物）ですね。これも本年1月20日に補正が出てきて、その確認をしているということではあるのだけれども、これの進捗を詳しく教えてもらえませんか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

審査チーム長の山形ですけれども、これについては、確認をして、我々からここを直せというところは今のところ見つかっておりませんので、担当の方で審査書の案を作成し始めたというような段階でございます。

○更田委員長

もう一回補正の可能性もありなのですか。大島調整官、どうぞ。

○大島原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門付統括調整官

原子力規制庁、大島でございます。

本年1月20日の段階で補正が出されているのですけれども、その後、本年2月3日に一度審査会合を開いておまして、その段階で少し補正が足りないというのは既に指摘をしておりますので、近日中に細かな部分での補正というものはされると考えております。

一方で、本年1月20日で大きな補正が出ておりますので、事務的には審査書の作成を進めているという段階でございます。

○更田委員長

分かりました。

ほかにありますか。

これは先ほど発電所の（議題3の）ときの審査の状況で聞いたけれども、特別な勤務体制の影響というのは、これも同じだろうとは思いますが、むしろこれも少人数でできるものがあるだろうから、更に言えば、日本原燃の六ヶ所再処理施設に関して言えば、大勢でわいわい議論しなければならないことは終わっているはずで、補正書と、それから、まとめ資料の詰めということなので、そんなに大きな影響は出ないと思いますが、市村チーム長代理、どうですか。

○市村原子力規制部新基準適合性審査チームチーム長代理

原子力規制庁の市村です。

御指摘のとおりでございまして、今、事業者の方の補正を作る作業も、それから、我々の確認作業も、どちらかというと自分の机なり、パソコンでできる作業が中心ですので、大きな影響なく作業が進められると思います。

○更田委員長

ほかによろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、（本日は）4月1日という新年度ということもあり、いくつか御相談というか、お願いですけれども、1つは、一昨日、臨時会議で重点計画（原子力規制委員会令和2年度重点計画）についての議論をして、重点計画は、文言の修正はありましたけれども、決定したわけですけれども、（その中で、）原子力規制委員会に関連する組織として、放射線審議会と、それから、原子炉安全専門審査会（炉安審）、核燃料安全専門審査会（燃安審）があって、放射線審議会の方は、例えば、NORM（自然起源の放射性物質）であるとかという伴委員からの言及もあったけれども、これはこれで別に原子力規制委員会だけではないのだけれども、原子炉安全専門審査会、それから、核燃料安全専門審査会の場合は、これまで、例えば、IRRSの対応について、どう対応するか、こういう指摘を受けたけれども、どうそれに対処しようかとかということをやってきたけれども、フォローアップミッションも終わって、それから、IAEAからの報告書も出て、これから私たちもそれに対してどう取り組んでいくかという議論を原子力規制委員会の中でも進めていきますけれども、同時に炉安審、燃安審でも御議論いただくだらうとは思いますが、これとてずっと続くわけではない。

もちろん、定期的にその後の対応というのは御報告して、議論していただくということはあるかもしれないけれども、炉安審、燃安審で議論いただく内容について、少し考える必要があるだろうと。

一方で、さらに、新検査制度（原子力規制検査）が今日施行されると。この新検査制度、先ほど（議題1で）山中委員からの御意見にもありましたように、私たち自身でのチェックも必要、レビューも必要ではあるし、それから、事業者とのコミュニケーション、それ

から、現場の検査に当たる人たちと組織内でのコミュニケーションも重要だし、更に言えば、これまでずっと検査制度に係った議論、検査制度というのは、思い返せば「検査の在り方に関する検討会」というのが前の規制組織にあったのですけれども、ものすごく長期間の議論の歴史というのがあって、そういったことに携わってこられた方もあり、どこかで議論をしていただく必要がある。これが炉安審、燃安審なのかどうかは、また別にそれぞれの御意見をいただきたいとは思いますが。

そういった意味で、炉安審、燃安審でどういったことを議論いただくかということについての議論をしたいと思っています。もちろん事務局は事務局なりに提案もあるだろうし、ただ、やはり各委員も御意見があるかと思っていますので、議論のきっかけの場を作るという意味では、どこかのタイミングで議題として上げて議論をしておきたいと思っていますので、リスク・インフォームド・レギュレーションであるとか、パフォーマンスベースであるとか、そういったようなサブジェクトもありますので、あらかじめお考えいただきたいと思っています。

それから、やはり（本日、）4月1日、何といても一番私たちにとって大きいのは新検査制度の施行でありますので、新検査制度に関して言えば、これは本当に大きな変化であって、何よりも一番大きいのは事業者責任の明確化。（事業者は）「私たちはお上に調べてもらって、こうなりました。」というせりふはもう通用しない。

自らが保有する施設の安全性に関しては、自らきちんとチェックをして、当然、私たちはそれを更に監視していくわけですが、事業者責任の明確化、それから、やはりフリーアクセスも含めて、定型的な決まり切ったメニューにとらわれない柔軟な検査。

（米国の）デービスベッセ原子力発電所（のトラブル）を何度も引き合いに出しますが、目の前に危機が迫っていることの兆候が表れていたにもかかわらず、定型メニューにないということで見過ごしてきたというようなことのないようにということで、これは当方の検査官、それから、事業者の双方が、新しい制度がとにかくうまく生きるようにしっかりとやっていきたいと思っておりますし、また、コミュニケーションの問題は様々なところから指摘をされていますので、これは、コミュニケーションの問題があったら、私たちは、先ほど提案しましたけれども、原子力規制事務所の人たちから生の声を聞きたいと思うので、是非それについては仕組みを考えていただきたいと思っております。

本当に年度の変わり目で新しい制度ですので、しっかり進むように行きたいと思っておりますし、各委員から新検査制度に対して期待とございますか、何かあれば伺いたいと思っておりますが。

田中委員、いかがですか。

○田中委員

これまで、先ほどの第1の議題（議題1）の中で古金谷課長の方からいろいろ説明があったところでございますが、準備状況について説明があつて、規則、ガイド等が整備されたということは理解いたしました。本格運用ということで、本当にこれから実効的にできるかというのが重要なポイントになっていくかと思っております。

また、私が見ています実用炉ではないところ、核燃料施設等があるのですけれども、再処理施設とか加工施設とかいっぱいいろいろありますが、これらに対して新しい検査制度が本当にうまく適用できるかどうか結構重要なポイントかと思えます。だから、本当の意味でのグレーデッドアプローチができていくようにしないとイケないと思えます。

また、実際に検査をする検査官ですか、これは原子力規制事務所の人もおるし、原子力規制庁本庁の人もおるのですけれども、彼らの重要性が大事かと思えますので、本日のこの原子力規制委員会の議論をいろいろ原子力規制事務所の人も見ていると思えますので、ある意味では原子力規制事務所あるいは検査官へのメッセージでもあるのですけれども、一番重要な仕事だと思えますので、そのときに、ガイドは基にしつつも、ガイドの背景にある重要なことは何であるか、何をみていけばいいのか等をいつも頭の中に置きながら、見ていくことが大事かなと思えます。

また、もし何か普通ではないようなことがあったときに、それを敏感にどういう分析ができるか、あるいは奥深くできるかというのが大事かと思えます。

また、これらの現場で見ていく検査の中で、必要があればガイド等の改善が必要になってくるかと思えますので、そういうときには遠慮なく、どういうところのガイドが分かりにくい、こう提案すべきだ、こう修正すべきだということを提案することも大事かなと思えます。

また同時に、原子力規制事務所の方々が一番現場に近いところにおりますから、また、逆に原子力規制事務所の人でないといけないこともあるかと思えますので、しっかりとやっていただきたいと思えますし、事業者とのコミュニケーションは重要かと思えますが、ある意味、事業者からよい意味で恐れられるような存在というのも大事かなと思えますので、しっかりとやっていただきたいと思えますし、また、必要があれば、必要の中で様々な情報とか、あるいは気付き等々をほかの原子力規制事務所の方々とか、原子力規制庁本庁の方とうまく情報共有ができるようなことも大事かと思えます。

そのようなことで、我々も新しい検査制度、NRCに倣ったところがありますけれども、アメリカでは実用炉がメインのところがあって、向こうでは核燃料加工施設や核燃料施設が少ないところもあるので、先ほど言いましたが、核燃料施設等に対して本当にうまく適用できるかどうかというのが重要なポイントであって、本当の意味でのグレーデッドアプローチが適用できてくるのが大事かと思えますので、私たちもしっかり見ていきたいと思えます。

以上です。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

委員に就任して以来、新しい検査制度の運用に向けまして、試運用等の様々な活動に参加させていただきました。試運用が始まりました1年半前には、多くの検査官の皆さんは

新しい検査制度に対する戸惑いがかかなりあったように思います。

3か月に一度は現場の検査を視察させていただくよう心掛けていたのですが、昨年の春も何か所か試運用の現場を視察する機会がございました。フリーアクセスがかかなり実現しているとその時点でも感じる事ができました。事業者の皆さんが自然な形で検査官を受け入れている様子は、少し驚きもございました。

法令、規則、ガイドの整備など、最後まで準備が大変だったと思います。新しい検査制度はまだ改善すべき点も多くあり、関係する原子力規制庁本庁の職員、あるいは現場の検査官の方々に御負担をかけるところもあるかと思えます。できる限り私自身も現場に伺って、意見交換をさせていただきたいと考えております。新しい検査制度の順調な運用開始と継続的な改善が原子力の安全向上につながっていきますように、私自身も努力してまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

今日で制度が大きく変わるわけですが、制度というのは形でしかないので、実態として安全確保のためのアプローチが変わる。そして、やはり関係者のマインドセットが変わっていくということが一番重要なのだと私は思っています。

その意味では、これまで検討チームで本当に20回近く会合を重ねてきた。外部有識者の御協力の下で規制側と事業者側がそこで真摯な議論を交わしてきたということは、非常に貴重だったと思いますし、今後はそういった本当に技術的な、対等な立場での議論が現場レベルで展開されるということが非常に重要になってくると思っています。

規制側と事業者側がそれぞれプロフェッショナルとしての敬意を保ちながら、自分たちの役割というのを十分に認識して、責任を果たしていくということが重要になりますので、そのために引き続き関係者に努力をしていただきたいと思います。

○石渡委員

今回の新検査制度に変わると、今日を境に変わるというのは、例えて言えば、多分、今までは時代劇の目付みたいな役をしていたのが、これからは西部劇の保安官になるというような、そんな感じではないかと。非常にスタイルが大きく変わるのだと思うのですよね。原子力の安全向上ということを目指して、自分なりの見方といいますか、視点といいますか、それから、考え方というものをしっかり持って主体的な検査に臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○更田委員長

ありがとうございました。

最後に、繰り返し申し上げますけれども、特に原子力規制事務所長と、それから、原子

力規制委員会との間の距離を縮めたいと思いますし、さらに、これは新検査制度の施行の日なのですけれども、防災専門官、それから、核物質防護（PP）、さらに、保障措置（SG）に当たる職員も地方事務所でそれぞれ非常に重要な役割を担っていますので、地方事務所と、それから、原子力規制庁本庁、更には原子力規制委員会との関係というのは今後とも縮めていきたいと考えます。どうぞよろしく御協力ください。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、以上で本日の会議を終わります。ありがとうございました。